社会福祉法人西条市社会福祉協議会 法人後見検討委員会設置要綱

（目的）

第１条 社会福祉法人西条市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の後見業務の実施にあたり、受任の適否の判断、後見業務の指導を行い、適正な後見業務を担保するため、社会福祉法人西条市社会福祉協議会 法人後見実施要綱第12 条の規定により、法人後見検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（機能）

第２条 前条の目的を達成するため、委員会は、次に掲げる業務を行う。

（１）法定後見等の受任及び辞任の申立に関する審査

（２）成年被後見人等からの苦情申立てに対する調査、調整及び審査

（３）その他、本会及び委員会が必要と認める事項

（委員の構成）

第３条 委員会の委員は、本会事務局長、総務福祉課長、在宅福祉課長、西条支所長、東予支所長、丹原支所長、小松支所長をもって構成する。

（委員長及び副委員長）

第４条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員長は事務局長をもってあて、副委員長は委員の互選により定める。

２ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会）

第５条 委員会は委員長が招集する。

２ 委員会の議長は委員長をもって充てる。

３ 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

４ 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

５ 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（情報の公開・管理）

第６条 個人情報保護の観点から、委員会及び審査に関わる資料は非公開とする。

（事務局）

第７条 委員会の事務局は本会地域福祉課において処理する。

（その他）

第８条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成２６年１月１日から施行する。

法人後見検討委員会設置要領　別記

（第５条関係）

委員会開催に関する事項

（１）委員会は、裁判所もしくは西条市等より法人後見受任依頼があってから、概ね７日以内に開催する。

（２）委員以外での参加者

委員会には、委員以外の者として次の者がオブザーバーとして参加することができる。

①司法書士、弁護士及び家庭裁判所職員等の司法関係者

②本会職員及び愛媛県社会福祉協議会「法人後見支援センター」職員

③その他、当該事案に対して意見を聞くことが有益と考えられる者

（第６条関係）

会議及び資料の公開についての事項

（１）会議を開催するに当たり、各委員に対し、氏名・住所等個人が特定できると思われる事項を削除した資料を配布する。

（２）各委員は、会議開催時にはあらかじめ配布した資料を持参する。

（３）会議当日までに急遽欠席が決定した委員に対しては早急に資料の回収を行う。

（４）会議終了後は、当該資料は直ちに回収し、事務局において裁断処理を行う。

（５）オブザーバーについても（１）～（４）と同様とする。

（６）事務局は、会議の内容を記録し、会議録を作成する。